

児童発達支援・放課後等デイサービスSHIPでの服薬等について

保護者各位

児童発達支援・放課後等デイサービスSHIP笛吹市ならびに児童発達支援SHIP中央市には、看護師等の配置がありませんので、保育士、児童指導員等の職員が医療行為に当たらない範囲で服薬介助を行わせていただきます。

○服薬介助が可能な内容

- ・一包化された薬の準備
- ・服薬の声掛け
- ・飲み残しがないかの確認
- ・軟膏の塗布
- ・湿布の貼付
- ・座薬挿入
- ・鼻腔粘膜への薬剤噴霧の介助
- ・点眼
- ・爪切り
- ・パルスオキシメーターの装着、測定
- ・軽微な切り傷、擦り傷、やけどなどの処置
- ・歯磨き

※「原則として」医療行為ではないとされている事柄でも、ご利用者様の状態や行為の態様によっては「人体に危害を及ぼす」おそれがあるとして、例外的に医療行為に分類されることもあります。

○対応できない内容

- ・飲み薬などを飲ませるなどの行為
- ・喀痰吸引
- ・経管栄養
- ・吸入薬の介助
- ・眼軟膏 等

よろしくお願いいたします。

事業所名

管理者